

- ・ 自転車の「酒気帯び運転」「ながら運転」、11月から罰則付き違反に
- ・ コンプライアンスあるある
- ・ 同僚の言動に不満があったら
- ・ ちょっとひと息 コンプライアンスクイズ！



毎年1,000万人もインフルエンザに感染すると言われています。マスク着用や手洗い、うがいが効果的ですが、空気の乾燥も大敵です。暖房器具で部屋の湿度が下がってしまうので、室内の湿度も意識してみましょう。
発行者：MCG 内部統制推進本部 コンプライアンス推進部

自転車の「酒気帯び運転」「ながら運転」、11月から罰則付き違反に

2024年6月、警察庁は5月に公布された改正道路交通法の一部を11月1日に施行すると明らかにした。自転車での「酒気帯び運転」と「ながら運転」が罰則付き違反になる。この2つの行為を「自転車運転者講習制度」の対象に加える道路交通法施行令改正案も公表した（同日施行）。改正道交法には、自転車を対象とする「青切符」制度の導入も盛り込まれているが、これらは少し遅れて2026年5月までに施行される。

コメント：

従来、自動車や原付き自転車では、「酒気帯び運転」（呼気中のアルコール濃度が0.15mg/L以上または血中のアルコール濃度が0.3mg/mL以上の状態で運転）には3年以下の懲役または50万円以下の罰金、携帯電話を使用しながら運転する「ながら運転」には、危険を生じさせた場合1年以下の懲役または30万円以下の罰金などが科されていました。2024年11月1日からは、その対象に自転車が加わります。2026年5月までには16歳以上の自転車運転者を対象に、信号無視や一時不停止など113の違反行為が反則金納付の対象になる「青切符」制度も導入されます。これまでの感覚で運転すると思いがけないことになりかねません。自転車は便利な移動手段ですが、危険な運転による痛ましい事故も増えており、それを防ぐための規制強化です。前向きに受け入れ、いまから意識と行動を改めましょう。

ルールを守らない自転車の運転は、重大な事故につながるおそれがあります。周囲の人や自分自身を傷つけて後悔するまえに、交通ルール厳守を心掛けましょう。

コンプライアンスあるある

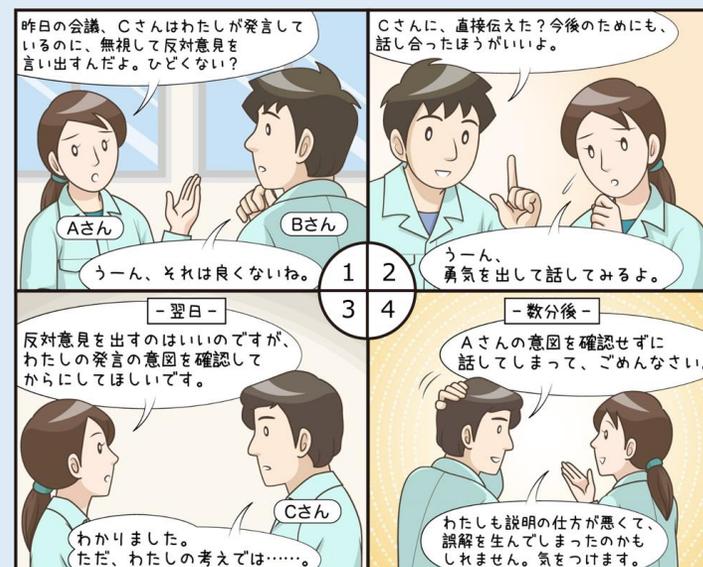
パソコンのデスクトップを整理していたら、取引先から受け取った請求書のPDFを見つけた。
あ～忘れていた、経理への提出期限は昨日だった！！

コメント：

請求書に限らず、申請書や手続きに関する書類には提出期限があります。これを過ぎると、社内の担当者や取引先に迷惑をかけたり、業務に支障が出たりします。提出を忘れないように、カレンダーやToDoリストに記入して定期的な確認を心掛けましょう。また、提出前には、書類に不備がないか十分に確かめることが大切です。請求書の支払いは上長の承認が必要ですから提出期限には余裕をもって対応しましょう。



同僚の言動に不満があったら



この4コマ漫画
に関する
解説とクイズは
[こちら](#)

ちょっとひと息 コンプライアンスクイズ！

Q 自社の役員から「指定する口座に急いで送金してほしい。内密に進めたい案件なので、ほかの誰にも話してはいけない」というメールを受信した。いつもはそんなメールを受け取ることがないので、本人に電話で確認しようと思う。次のうち、正しい行動はどちら？

- A ①：メールの署名欄に記載されている電話番号に電話をかける
②：社内の連絡先一覧に記載されている電話番号に電話をかける
(クイズの解答・解説は→ [リンク](#))



MCGコンプライアンス・ホットラインについて

MCGコンプライアンス・ホットラインへの連絡先やルールは、右のアイコンをクリックしてご確認ください。

